

# 南木曾町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



2024年 3月

南 木 曾 町

# 目 次

## 第1章 実行計画の基本事項

1 背景	2
2 基本的事項	2
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 関連計画との位置づけ	

## 第2章 温室効果ガスの排出状況

1 基準年度の排出量	5
------------	---

## 第3章 温室効果ガス排出量の削減目標

## 第4章 目標実現のための具体的取り組み

1 目標実現のための取り組み	9
2 具体的な行動内容	10

## 第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	13
2 実施状況の推進管理	13
3 職員に対する研修など	14
4 その他	14

南木曾町役場地球温暖化防止実行計画推進委員会委員名簿	15
----------------------------	----

## 第1章 実行計画の基本事項

### 1 背景

地球温暖化とは、人類の社会的活動によって大気中に含まれる二酸化炭素等「温室効果ガス」の大気中濃度が増加し、大気や海洋上の平均気温が長期的に上昇する現象です。この地球上の温度上昇に伴う気象変動の影響によって、世界各地で異常が生じています。急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響、砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性感染症発生数の増加などが挙げられます。

2015年11月のCOP21において、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。この協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命から2℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策実行計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、中期目標として我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26%削減することが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

南木曾町においては、公共施設への自然エネルギーの導入を進めており、今後も積極的に推進します。気候変動が深刻化していく中で、限りある資源を有効活用し持続可能な社会を実現するために、環境負荷の低減や環境保全に配慮するとともに、地球温暖化の防止に向けた取り組みを推進します。

### 2 基本的事項

#### （1）目的

役場関係機関は、自らが温室効果ガスを排出する規模の大きい事業者であることを認識し、役場関係機関が実施する全ての事務・事業に対し、地球温暖化防止に向けた取り組みを率先して行うことにより実質的な温室効果ガスの排出抑制を図り、地域の模範となるよう推進します。また、紙・電気・水の使用量などを抑制することで事務経費の削減につなげます。これらの取り組みにより得た情報や経験などを効果的に活用することにより、地球温暖化防止に向けて町民や事業者の自主的な取り組みの促進を図るなど南木曾町全体での取り組みを推進します。

## (2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、役場関係機関が直接実施する事務・事業全般とし、外部への委託等により実施するものは対象外とします。(指定管理者制度導入施設については、本計画について共通認識を図ることで受託者に対し温室効果ガス排出削減等の措置を講ずるように要請します。)

## (3) 対象とする温室効果ガス

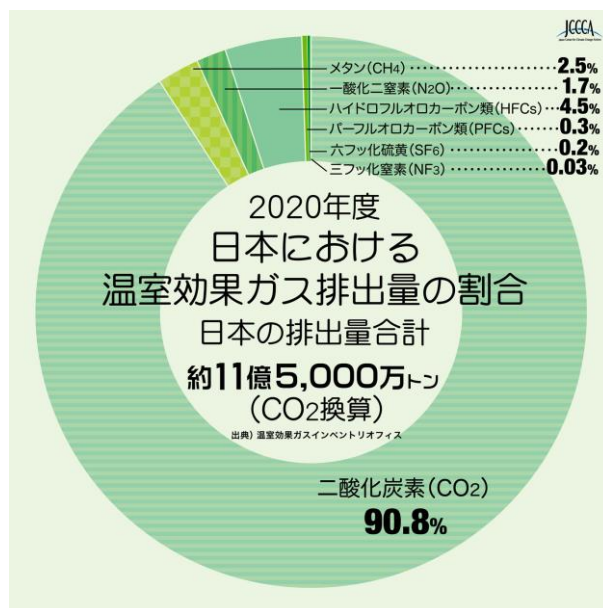
本計画において排出量の削減対象とする「温室効果ガス」は、地球温暖化対策推進法に規定された7種類のうち、排出量を多く占めている二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、のみとします。

温室効果ガスの特徴			
国連気候変動枠組条約と京都議定書で取り扱われる温室効果ガス			
温室効果ガス	地球温暖化係数※	性質	用途・排出源
<b>CO<sub>2</sub></b> 二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
<b>CH<sub>4</sub></b> メタン	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
<b>N<sub>2</sub>O</b> 一酸化二窒素	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
<b>HFCs</b> ハイドロフルオロカーボン類	1,430など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
<b>PFCs</b> パーフルオロカーボン類	7,390など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
<b>SF<sub>6</sub></b> 六フッ化硫黄	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
<b>NF<sub>3</sub></b> 三フッ化窒素	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

※京都議定書第二約束期間における値

参考文献:3R・低炭素社会検定公式テキスト第2版、温室効果ガスインベントリオフィス

出典) 温室効果ガスインベントリオフィス/  
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より



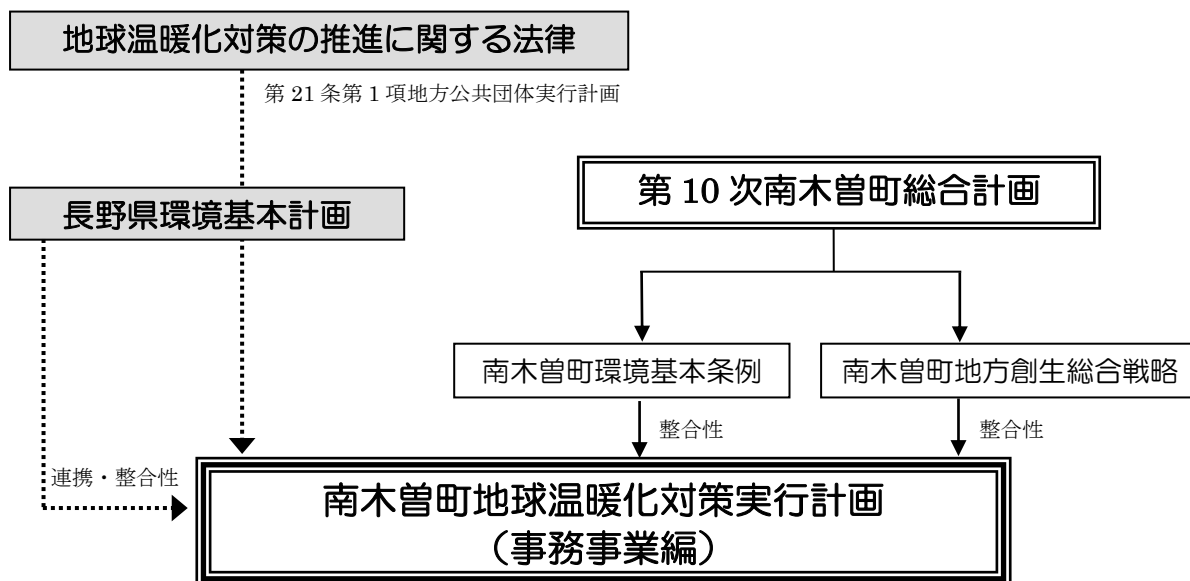
出典) 温室効果ガスインベントリオフィス/  
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より

#### (4) 計画期間

本計画の計画期間は、2023年度から2027年度末までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化、技術の進歩、計画の進捗状況等の結果を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

#### (5) 関連計画との位置づけ

南木曽町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、本計画は「南木曽町総合計画」をはじめ、「南木曽町地方創生総合戦略」などの南木曽町が策定する関連計画との整合・連携を図ります。



## 第2章 温室効果ガス排出状況

### 1 基準年度の排出量

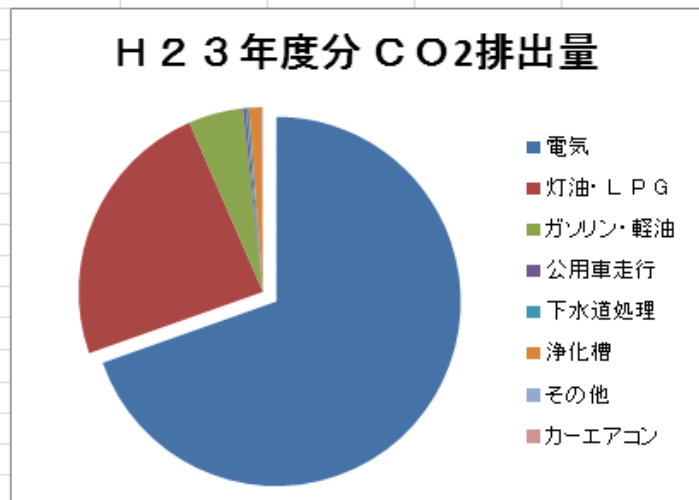
実行計画の数値目標の基準年度となる2011年（平成23年度）町の事務・事業における各温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）は下表のとおりです。

ガスの種類	主な排出要因	主な活動量	温室効果ガス排出量	構成比	
二酸化炭素	電気の使用	1,356,711 kwh	752,975 kg-CO <sub>2</sub>	69.6%	
	燃料 の 使用	ガソリン	21,548 リットル	50,026 kg-CO <sub>2</sub>	4.6%
		灯油	47,542 リットル	118,356 kg-CO <sub>2</sub>	10.9%
		軽油	727 リットル	1,904 kg-CO <sub>2</sub>	0.2%
		LPG	4,657,100 m <sup>3</sup>	139,725 kg-CO <sub>2</sub>	12.9%
メタン	公用車の走行	283,459 km	62 kg-CO <sub>2</sub>	0.0%	
	下水処理	42,996 m <sup>3</sup>	795 kg-CO <sub>2</sub>	0.1%	
	浄化槽（農集排）	670 人	7,739 kg-CO <sub>2</sub>	0.7%	
	その他（牛放牧・家庭用機器の使用）		81 kg-CO <sub>2</sub>	0.0%	
一酸化二窒素	公用車の走行	283,459 km	2,591 kg-CO <sub>2</sub>	0.2%	
	下水処理	42,996m <sup>3</sup>	2,133 kg-CO <sub>2</sub>	0.2%	
	浄化槽（農集排）	670 人	4,569 kg-CO <sub>2</sub>	0.4%	
	その他（牛放牧・家庭用機器の使用）		315 kg-CO <sub>2</sub>	0.1%	
ハイドロフルオロカーボン	カーエアコンの使用	24 台	468 kg-CO <sub>2</sub>	0.1%	
パーフルオロカーボン	(該当なし)				
六フッ化硫黄	(該当なし)				
温室効果ガスの総排出量			1,081,739 kg-CO <sub>2</sub>	100.0%	

※ 基準年度及び各年度の温室効果ガス排出量の算定は「温室効果ガス総排出量算定ガイドライン ver. 1.0」（平成29年3月環境省）に基づいて算定しています。

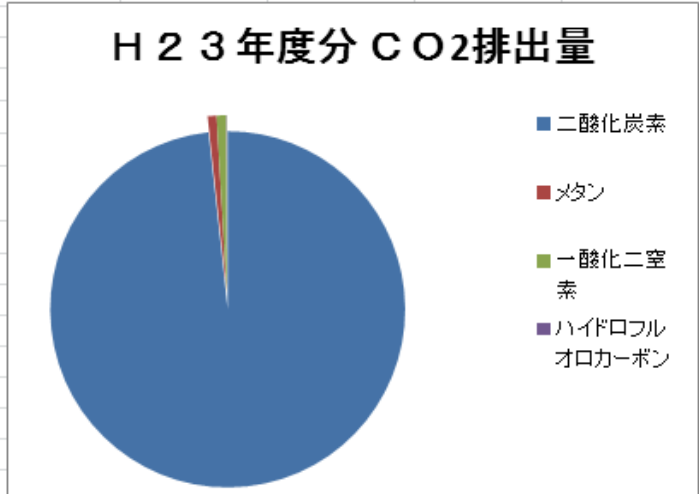
南木曾町役場 基準年度：平成23年度（2011年度）の状況  
 温室効果ガス別排出割合

	H23年度分	
	CO2排出量	排出割合
電気	752,975	69.6%
灯油・LPG	258,082	23.9%
ガソリン・軽油	51,930	4.8%
公用車走行	2,653	0.2%
下水道処理	2,927	0.3%
浄化槽	12,308	1.1%
その他	396	0.0%
カーエアコン	468	0.0%
計	1,081,739	100%
	(kg-co2)	(%)



温室効果ガスの項目別排出割合

	H23年度分	
	CO2排出量	排出割合
二酸化炭素	1,062,986	98.3%
メタン	8,677	0.8%
一酸化二窒素	9,608	0.9%
ハイドロフルオ ロカーボン	468	0.0%
計	1,081,739	100.0%



《省エネ等関連項目》

● 電気使用量

区分	使用量の状況 (kwh)		備考
	H23(2011)	R3(2021)	
役場庁舎	196,967	157,969	
南木曾会館	51,079	42,887	
観光施設	154,321	98,883	
小学校	120,687	149,152	
中学校	182,476	196,124	
保育園	32,439	93,612	3園計 (R4からこども園)
下水処理施設	307,717	301,090	妻籠・蘭
水道関係施設	144,287	106,761	
その他社会教育施設	166,738	110,620	分館、社会体育館
合計	1,356,711	1,257,098	

● 水道使用量

区分	基準年度の使用量 (m <sup>3</sup> )		備考
	H23(2011)	R3(2021)	
役場庁舎	527	592	
南木曾会館	314	553	
博物館	311	169	
小学校	7,549	3,007	
中学校	3,800	1,297	
保育園	3,894	3,265	3園計 (R4からこども園)
下水処理施設	234	168	妻籠・蘭
その他社会教育施設	808	700	分館、社会体育館
合計	17,437	9,751	



### 第3章 温室効果ガス排出量の削減目標

町の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減目標を次のとおり設定します。  
今回の計画では、2011年度（平成23年度）を基準として2027年度（令和9年度）を目標に取り組みます。

また、温室効果ガスの間接的な削減効果が見込まれる省エネルギー等の関連項目についても同率を目標とします。

基準年度の2011年度（平成23年度）総排出量に対し、2027年度（令和9年度）において、16%以上の削減を目指します。

項目	基準年度の排出・使用量 (平成23年度実績値)	目標年度の排出・使用量 (令和9年度目標値)	備考
温室効果ガス	1,081,739 kg-co <sub>2</sub>	908,661 kg-co <sub>2</sub>	
電気量	1,356,711 kwh	1,139,637 kwh	
ガソリン使用量	21,548 リットル	18,100 リットル	
灯油使用量	47,542 リットル	39,935 リットル	
軽油使用量	727 リットル	611 リットル	
LPG 使用量	4,657 リットル	3,912 リットル	

温室効果ガスについては、電気使用と燃料使用による排出割合が98%を占めていることから、この2項目の使用量削減への取組みを主に各施設で効果的対策を講じ、目標達成を図ります。

地球温暖化という地球規模の重要課題に対し、役場関係機関全職員一丸となって取り組めます。

## 第4章 目標実現のための具体的取り組み

温室効果ガスの直接的削減の行動として、温室効果ガスの98%以上を占める二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）について、その排出原因となっている電気使用量、灯油・ガソリン・軽油など燃料使用量の節減を重点的に取り組むとともに、自然エネルギーや新エネルギー等の活用、削減効果がある技術・手段への転換促進に取り組みます。

間接的な行動としては、省資源・ごみの減量化、環境に配慮した事務・事業の確立、職員による環境保全行動の促進、意識向上に取り組みます。

### 1 目標実現のための取り組み

取り組み項目	取 り 組 み 内 容
(1) 省エネルギー対策の推進	① 電気使用量の節減
	② 燃料使用量の節減
	③ 公用車の適正な使用
(2) エネルギーの転換対策の推進	① 自然エネルギー・新エネルギーの導入
	② 省エネ設備（新技術）への転換
(3) 省資源、ごみの減量・資源化の推進	① 用紙類使用量の節減
	② 水道使用量の節減
	③ ごみの分別徹底と排出量の抑制
(4) 環境に配慮した物品等の購入と利用の推進	① グリーン購入等の推進
	② 低燃費・低公害車の購入検討
(5) 環境に配慮した公共施設管理の推進	① 公共施設整備・維持管理での環境配慮
	② 公共事業・イベント等での環境配慮
(6) 職員の環境保全行動の推進	① 環境保全活動への積極的・自主的参加
	② 4S改善運動の実践
	③ 研修会等への積極的参加と意識の向上
	④ 公共交通機関利用の促進

## 2 具体的な行動内容

### (1) 省エネルギー対策の推進

#### ① 電気使用量の節減に努めます。

- ◆ こまめな消灯
- ◆ 性能が劣化した照明器具等の修理、交換
- ◆ 冷暖房機器の適切使用、適温調整（夏季 28℃、冬季 20℃）
- ◆ 電化製品・電気器具使用を控える
- ◆ OA 機器等の適切な節電管理
- ◆ 各施設における電気使用状況把握と点検

#### ② 燃料使用量の節減に努めます。

- ◆ 公用車の適正な使用により燃料使用量節減
  - ・ 駐車・停車時のアイドリングストップ
  - ・ 省エネ運転（エコドライブ）
  - ・ 過度のエアコン使用の差し控え
- ◆ 暖房の適切で効率的な運転管理徹底
- ◆ クールビズとウォームビズの取組み実施  
「ねこ」等防寒着を着用。夏は薄着、冬は厚着
- ◆ 給湯器使用の節水、節減
- ◆ 各施設における燃料使用状況把握と点検

### (2) エネルギー転換の促進

#### ① 再生可能エネルギー・新エネルギーの導入について検討します。

- ◆ 自然エネルギー・新エネルギー有効活用の検討
- ◆ 新たに施設整備する際のエネルギー転換の検討

#### ② 省エネ設備（新技術）への転換を検討します。

- ◆ 施設内照明器具のLED化の推進
- ◆ 各設備・機器の省エネルギー型への転換の検討

### (3) 省資源、ごみの減量・資源化の推進

#### ① 用紙類使用量の節減に努めます。

- ◆ コピー使用時における使用量の節減
- ◆ パソコンプリント時における使用量の節減
- ◆ ペーパーレス化の取組
- ◆ 印刷機使用時の無駄のない印刷
- ◆ 片面使用済用紙の利用
- ◆ 文書管理システムの充実
- ◆ ファイルサーバの有効活用

- ◆ 封筒類の使用量節減
- ◆ 使用済封筒の有効活用
- ② 水道使用量の節減に努めます。
  - ◆ 手洗い、歯磨き時、食器洗い、洗車等における節水
  - ◆ 水洗トイレの水量適正化と節水
  - ◆ 節水器具の検討
  - ◆ 植栽への水やり時の雨水利用の検討
  - ◆ 各施設での適切な水道管理
- ③ ごみの分別徹底と排出量の抑制に努めます。
  - ◆ 分別収集の徹底
  - ◆ 各施設でのリサイクルボックス設置の検討
  - ◆ 「もったいない」の意識を持つことによる「ごみ」そのものの発生抑制
  - ◆ 事務用品の長期的使用
  - ◆ 雑紙類の再資源化促進
  - ◆ 食品の食べ残しや食材の残さ等の抑制
  - ◆ 3R（ごみの発生抑制：リデュース、リユース、リサイクル）の推進

(4) 環境に配慮した物品等の購入と利用の促進

- ① グリーン購入等を促進します。
  - ◆ グリーン購入法に基く環境物品等の調達促進
  - ◆ エコマーク製品等の購入
  - ◆ 再資源化製品の購入と使用
  - ◆ 詰め替え可能な製品の使用
  - ◆ 印刷物への古紙配合率や使用インクの明記
  - ◆ 環境 ISO やエコアクション 2.1 など、環境認証制度を取得した業者から優先的に物品等を購入する仕組み検討
  - ◆ 事務用品や備品などの物品購入窓口の一元管理化
- ② 低燃費・低公害車の購入を検討します。
  - ◆ 公用車更新時には、電気自動車の購入（リース）を検討
  - ◆ ハイブリット車・電気自動車への転換
  - ◆ アイドリングストップ機能付き自動車等の購入（リース）の検討

(5) 環境に配慮した公共施設管理の推進

- ① 公共施設の整備・維持管理等には環境に配慮します。
  - ◆ 緑化促進（植栽や花壇整備など）と環境美化への取組み
  - ◆ 天然素材(石・木・土類等)、再生可能な素材等の使用検討
  - ◆ 省エネルギー対策や太陽光などの新エネルギー設備導入の検討
  - ◆ 省エネルギーと省資源及び廃棄物の減量・資源化
  - ◆ エネルギー効率の悪い設備・機器等の改修・更新（転換）

- ◆ 公共施設での過剰な「ごみ箱」の削減
- ② 公共事業・イベント等での環境に配慮します。
  - ◆ 公共事業は環境軽減に配慮（工法の検討含む）
  - ◆ 建設副産物や間伐材等の適正処理や有効利用促進
  - ◆ 緑化と環境美化の促進
  - ◆ イベント時に「ごみ」を出さない配慮
  - ◆ 「ごみ（資源物）」の分別と適正処理
  - ◆ 電気や燃料等の使用節減
  
- (6) 職員の環境保全行動の推進
  - ① 環境保全活動への積極的・自主的参加に努めます。
    - ◆ 緑化推進と環境美化活動などへの積極的・自主的な取り組み
    - ◆ 公共施設やその周辺道路等の清掃に努める
    - ◆ マイカー更新時の低公害車の購入検討
  - ② 4S改善運動を実践します。
    - ◆ 整理整頓
    - ◆ 清掃清潔
    - ◆ サービス・スマイル
    - ◆ 節約
  - ③ 研修会等への積極的参加と意識向上に努めます。
    - ◆ 環境学習の推進
    - ◆ ボランティア活動等に参加しやすい職場づくり
    - ◆ 環境保全に向けた職員の意識啓発を図る取り組み
  - ④ 公共交通機関利用を促進します。
    - ◆ 移動時の徒歩・自転車或いは公共交通機関の利用奨励
    - ◆ ノーマイカーデーの実施

## 第5章 計画の推進

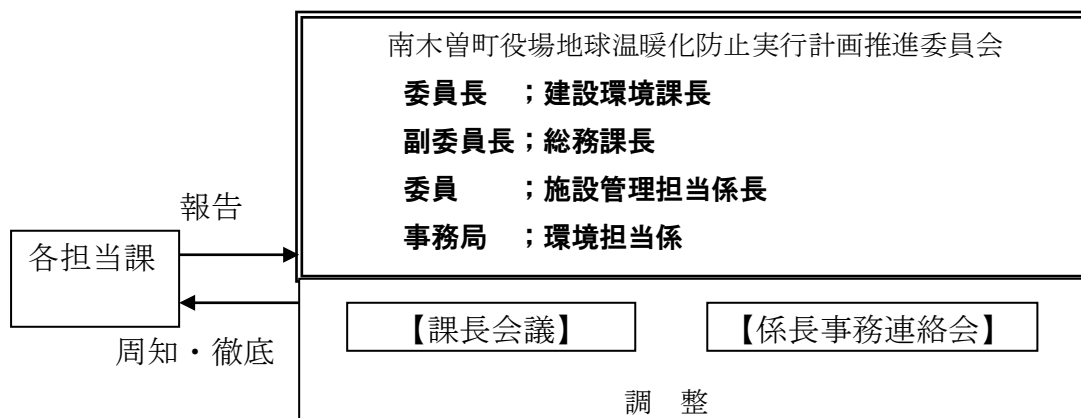
### 1 計画の推進体制

実行計画の推進に向けて、役場関係全機関が主体的に取り組むこととし、実効性を確保するため、各課等の長を推進責任者とします。

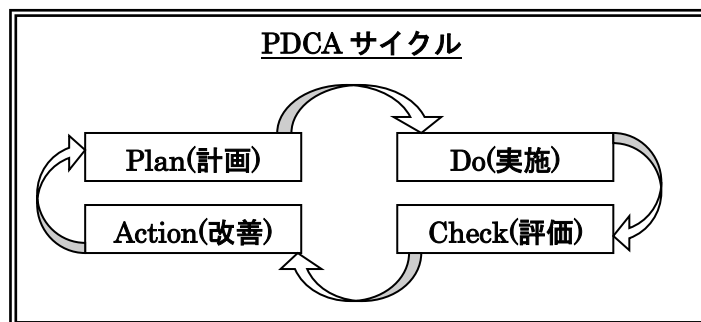
推進責任者は、実行計画の趣旨、取り組み内容を職員に周知徹底させ、実行計画を率先して実施するとともに、実践しやすい環境づくりに努め、取り組み状況の把握及び管理を行うこととします。

### 2 実施状況の進捗管理

実行計画の取り組み状況を定期的に調査・点検し、役場内の「南木曾町役場地球温暖化防止実行計画推進委員会」において課題点等を精査するとともに、評価・見直しを行い、継続的に実行計画の向上を図ります。



具体的な進捗管理は PDCA サイクル（①計画 Plan ②実行 Do ③点検・評価 Check ④見直し Action）を実践し、進捗状況や評価内容については役場全機関が情報を共有できるよう取り組みます。



### 3 職員に対する研修など

必要に応じて職員研修を実施し、地球温暖化防止をはじめとする環境問題への意識を高め、本計画の推進を図ります。研修については他機関・団体における外部研修などについても積極的に活用します。

また、職員の意識啓発・向上を図れるよう、必要な情報の収集・発信に取り組めます。

### 4 その他

実行計画及び取り組み状況については、各期間の実績を取りまとめ、毎年度職員へ周知します。

この計画に関する事務は、建設環境課環境住宅係において県等と連携し協力を得ながら行います。

また、第10次南木曾町総合計画との整合性を図ります。

## 南木曾町役場地球温暖化防止実行計画推進委員会委員

令和5年4月1日

役名	氏名	係名	備考
委員長	垂見 吉孝	建設環境課長	
副委員長	松下 幸一	総務課長	
委員	西尾 真一	総務課長補佐兼総務係長	役場庁舎
〃	堀 京子	税務会計課専門幹兼会計係長	
〃	麦島 達也	建設環境課上下水道係長	上下水道施設
〃	松原 佳範	教育次長補佐兼総務学校係長	学校
〃	加藤己栄子	教育委員会専門幹 兼子どもすくすく係長	こども園
〃	橋本 英子	教育委員会専門幹 兼生涯学習係長	会館・体育施設
〃	樫木 悦子	教育委員会専門幹 兼文化財町並係長	博物館
〃	木和田友樹	建設環境課環境住宅係長	(事務局)
計	10名		